

## 名義保険

今回は、前回(3月号)「生命保険にかかる税金」の最後で少し触れた「名義保険」について、詳しくご説明します。改めて名義保険とは、契約者と実際の保険料負担者が異なる保険契約のことです。契約名義にかかわらず、実際に保険料を支払った人の財産として相続税が課税されます。では具体的に、どのように課税されるのでしょうか。名義保険の2つのケースを考えてみましょう。

### 【ケース1】契約者及び受取人：妻(相続人)、被保険者：夫(被相続人)、保険料負担者：夫

妻が契約者となり、夫の死亡時に死亡保険金を受け取る、ただし実際に保険料を支払っていたのは夫という形です。この場合、通常の死亡保険金として相続税が課税されます。死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)が使えます。受取人(妻)の固有財産となり、遺産分割の対象にはなりません。

### 【ケース2】契約者及び受取人：妻(相続人)、被保険者：妻、保険料負担者：夫(被相続人)

妻が自分のための保険に加入、ただし実際に保険料を支払っていたのは夫という形です。書類上、夫は出てきませんが、夫の死亡による相続で、この保険契約は無視できません。夫が死亡しても、妻が保険金自体を受け取ることはできません(保険の満期のときに妻が、また妻の死亡時には相続人が受け取れます)。しかし、それまでに夫が支払った保険料分については、「解約返戻金相当額」の財産価値があるものとして、夫の財産とみなされ、相続税が課税されます(生命保険契約に関する権利)。死亡保険金ではありませんので、死亡保険金の非課税枠の適用はありません。契約者(妻)の固有財産となり、遺産分割の対象にはなりません。

### 【支払調書】

平成30年1月1日以降に死亡による保険の変更があった場合は、保険会社は「保険契約者等の異動に関する調書」を税務署に提出することになりました。氏名や住所、解約返戻金も記載されます。税務署は相続税の申告漏れのチェックが容易にできるようになりました。解約返戻金の額を相続財産に加えて相続税を申告しましょう。

税務署は、名義保険の相続税の申告漏れがないか、目を光らせています。大切な財産を守るため、ご不明な点は専門家に相談してみたいはいかがでしょうか。

JBAグループ

## スタッフコラム

100号という記念すべきタイミングで寄稿をすることができ、ありがたいことです。

ついにディレクター試験の結果が届きました。表書きに「合格通知在中」と記載があったため結果は一目瞭然でしたが、無事合格することができました。足掛け2年半の長い道のりでしたがご指導ご鞭撻下さった諸先輩方、記事を見て声を掛けて下さった皆様に感謝したいと思います。

合格発表だけではスペースがずいぶん余りましたので、世間に馴染みのない葬祭ディレクター試験の内容と私の当日についてレポートしてみたいと思います。試験内容は「幕張り」「司会・接遇」の実技と、ディレクターとしての知識を問う選択式の筆記試験に分かれます。両方合わせて一定の得点を超えると合格となるのですが、片方だけ合格基準に達していた場合は翌年不合格だった方のみを受験することができます。

会場に着くとまずは受付と注意事項の説明があり、そこからそれぞれのスケジュールで別々に動きます。私の場合は筆記試験と実技試験の間が長く、自由に過ごせる時間がありました。天気も良く、試験会場の近くに神社などもあったため、少し散歩をしてみることにしました。

まずは平安神宮にお参りし神頼みを済ませました。とは言っても、試験はすでに半分終了しているのですが…。その後はスターバックスでおしゃれなランチを頂きつつテキストを広げ、それっぽさを楽しんでから最後に公園を散策しました。暇のピークは過ぎていましたが、公園自体が綺麗に整備されており、近隣住民の憩いの場となっているようでした。京都らしさを感じながら充実した時間を過ごしたのでした。

そして試験会場に戻り、実技試験の幕張りに臨みました。十分な練習を積んでいたつもりでしたが、やはり本番は緊張で汗が止まらなくなりました。何より焦ったのが、作業用の机がこれまで練習してきた机のどれよりも頑丈で押しピンが刺さりやすく、力いっぱい押し込んで何とか、という強度の机だったことです。数十カ所ピンを打たなくてはならず、思わぬ重労働となりました。

今回で私の寄稿はいったん終了となります。お付き合い下さった皆様、ありがとうございます。立ち寄った公園の石碑に私のディレクター試験を見事に戒めた一文『そなえよ つねに』が刻まれていたので、この場で公開しておこうと思います。



松森啓佑

# Happy Anniversary!

皆様のおかげで「まほろば」は本号で100号を迎えることができました。創刊号から100号まで発行できたのも、ひとえにご愛読くださった皆様のおかげです。いつもご愛読いただきありがとうございます。これからも様々な情報をお届けしていきたいと思っておりますので今後もお付き合いの程よろしくお願い申し上げます。

## ドリーマーは地域と共に歩んで54年

- |       |     |                      |
|-------|-----|----------------------|
| 昭和43年 | 1月  | 愛媛県西条市株式会社東予互助センター設立 |
| 昭和56年 | 10月 | 新居浜市ドリーマー新居浜葬祭館竣工    |
| 昭和60年 | 2月  | 西条市にドリーマー西条葬祭館竣工     |
| 平成7年  | 11月 | ドリーマー上部葬祭館竣工         |
| 平成13年 | 12月 | ドリーマー川東葬祭館竣工         |
| 平成14年 | 11月 | ドリーマー加茂川葬祭館竣工        |
| 平成15年 | 3月  | ドリーマー新居浜葬祭館新装竣工      |
| 平成16年 | 2月  | ドリーマー西条葬祭館新装竣工       |
| 平成22年 | 12月 | ドリーマー中萩葬祭館竣工         |

※新居浜・西条エリアの葬祭館の歩み

素晴らしいご縁に感謝。

人と人は、さまざまなご縁で結ばれます。私たちドリーマーは、お客さまとのその大切なご縁を何よりも大切に参りました。お客さまの人生に寄り添い、心と心を通わせながら、ご縁で結ばれて、はや54年。

これからもずっと、人と人が結ばれる素晴らしいご縁を大切に、お客さまとともに、お客さまのために、信頼されるドリーマーとして歩んで参ります。



～ご葬儀かわら版 創刊号～

## 業績拡大につき

# ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験から始めたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他諸手当あり)  
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

営業部 基本給 174,000円～(諸手当含む)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円～1,200円(研修期間有り)  
セレモニーにおける会館での飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。



スマホから簡単応募



## まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは

0897-35-1110

担当 戸田

まほろば

7月  
令和4年

第100号

人と人、心と心。  
ご縁をつなぐ54年。  
54th  
SINCE 1968  
DREAM CORPORATION



株式会社ドリーマー  
ご葬儀かわら版

0120  
44-5880